

お知らせ

令和8年度から

5歳児健診が始まります

市では、1歳6カ月健診、2歳児歯科健診、3歳児健診に加え、5歳児健診を開始しました。5歳の時期は、基本的な生活習慣が確立し、社会的な生活習慣が確立し、社会性を身に付ける大切な時期です。言語の理解能力が高まり、集団生活の中でルールを理解し、守ろうとする姿が見られるようになります。安心して就学を迎えるために、子どもの得意なこと、苦手なことを把握し、早めに準備することが大切です。

該当する年中児の子どもに年2回に分けてアンケートを送付します。ぜひ、お子様の成長を確認し、不安の解消や相談の機会として、5歳児健診をご活用ください。

問子育て支援課（8階）
☎(20)1573 FAX(20)1606

学生納付特例制度の申請はお済みですか？

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。本人の所得が

一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等です。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月以降に日本年金機構より申請書が送付されますので、必要事項を記入の上、ご返送ください。

問国保年金課（2階）
☎(20)1503 FAX(20)1600

はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成について

市では、末しょう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ方に、はり・きゅう・マッサージ等の利用の助成を行っています。

◆助成要件

次の要件を全て満たす方
・茂原市国民健康保険に加入している方のうち、末しょ

う神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ満40歳以上75歳未満の方
・申請時に納付期限が到来している国民健康保険税を完納している世帯の方

◆助成額

施術1回につき800円

◆助成方法

施術所の利用券を交付

※1日1枚、月4枚、年間24枚まで利用可能

◆申請方法

マイナ保険証または資格確認書を持参し、国保年金課または本納支所で申請してください。

※対象施術所は国保年金課へお問い合わせください。

ただくか、同課
ウェブページを
ご覧ください。



問国保年金課（2階）
☎(20)1503 FAX(20)1600

オオキンケイギクの駆除にご協力ください

オオキンケイギクは5月から7月ごろにかけて、直径5cm〜7cmの黄色い花を付ける植物です。繁殖力が非常に強く、周囲の生態系に重大な影

響を与えるため、特定外来生物に指定されています。自宅の庭などに生えていたら、根本から抜き取ってビニール袋などに入れ、枯れるまで数日乾燥させた後、可燃ごみとして処分してください。



詳しくは、ウェブページをご覧ください。



問環境保全課（6階）
☎(20)1504 FAX(20)1604

茂原をコスモスいっぱいのもち!

市では花いっぱい運動の一環として、市の花コスモスの啓発を進めています。そこで、地域花壇や沿道、空き地等にコスモスを栽培し、啓発に協力いただける自治会およびボランティア団体のみなさ

んに、コスモスの種子を無料配付します。

◆申込方法

自治会

各自治会長へ申込用紙を配付しますので、自治会内で協議の上、お申し込みください。

ボランティア団体

申込用紙を送付します。環境保全課へご連絡ください。

◆環境保全課ウェブページからも入手できます。



◆申込締切 5月8日(金)

◆種子の配付時期 6月中旬(予定)

※個人の庭や事業所の敷地内等、啓発に向かない場所に栽培する場合は、対象となりません。

※申込状況により、希望の量に添えない場合があります。

問環境保全課（6階）
☎(20)1504 FAX(20)1604

忘れずに納付しましょう

固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は4月30日(土)です。最寄りの金融機関やコンビニで納付してください。